

「朝鮮・韓国学入門」

朝鮮人の名前とその歴史

2005年12月9日・16日

水野直樹

名前を通して朝鮮の歴史、日本 と朝鮮との関係を考える

- 朝鮮人の名前の特徴
- 古代～現代の名前の変遷
- 日本の植民地支配は名前にどのような影響を及ぼしたか
- 「創氏改名」とは何だったか

ペ・ヨンジュン



チェ・ジウ



ペ・ヨンジュン

배용준

裴勇俊



チェ・ジウ

최지우

崔志宇



(本名・チェ・ミヒャン)

キム・ハヌル



漢字でどう書くの？

キム・ハヌル



김
金

하늘
??

ハヌルは漢字で書け
ません

ハヌル = 空、天
(朝鮮語の固有語彙)

歌手

チャン・ナラ

장 나라

나라 = 国



歌手

キム・ビョル

김 별

ビョル = 星



朝鮮人の名前の構成要素

- 姓 (父姓)
- 名 (個人名)
- 本貫 (一族の祖先の発祥地)

(この3要素が戸籍に登録)

名前の歴史的変遷

古代(三国時代)

統一新羅・渤海

高麗

朝鮮(李氏朝鮮王朝)

近代

日本支配時代

現代

注目ポイント

- 姓・本貫を持つかどうか
- 女性の名前はどうかになっているか
- 子ども(男・女)の名前はどうかになっているか
- 奴婢の名前はどうかになっているか

古代(三国時代) ～7c.

- 高句麗
 - 朱蒙(始祖、東明聖王)
 - 伊夷模(いいも、王)
 - 牟頭婁(むとうる、中堅氏族)
 - 泉蓋蘇文(末期の権力者)
 - 乙支文徳(6世紀武将)
 - 安勝(高句麗遺民の国の王)
- 百濟
 - 鬼室福信(武将)

古代(新羅)

- 新羅 (朴)赫居世(始祖)
異次頓(功臣)
斯多含(武人)
金春秋(武烈王)
金庾信(貴族)
金仁問(王族)
金仇亥(金官加耶最後の王)
于勒(樂師)

統一新羅(677~937)

金大城(宰相)

金憲昌(王族)

張弓福(商人・豪族)

弓裔(後高句麗国王)

崔致遠(文人、唐留学)

薛聰(学者)

強首(文人)

金大問(文人)

渤海(698~926)

大祚荣 (国王)

大武芸 (2代国王)

大欽茂 (3代国王)

大仁秀 (10代国王)

三国時代～新羅・渤海

- 4、5世紀から姓をもつようになる
- 姓を持つ人はごく一部に限られる
- 多くは中国の姓を導入
 - 一部は朝鮮独自の姓 (例) 朴

高麗(918~1392)

王建(初代国王)

崔承老(政治家、本?)

姜邯賛(政治家、本衿州)

崔冲(政治家・儒学者、本海州)

李子淵(政治家、本邵城)

尹瓘(政治家、本坡平)

李資謙(政治家、本仁州)

拓俊京(政治家、本谷州)

崔忠献(政治家、本牛峯)

鄭仲夫(政治家、本海州)

高麗(続き)

亡伊(民衆反乱指導者)

万積(奴婢、反乱指導者)

洪茶丘(武將)

鄭夢周(政治家・儒學者、本迎日)

- 文益漸(文臣、本江城)

崔茂宣(火薬製造技術者、本永州)

金富軾(政治家・儒學者、本慶州)

李奎報(詩人・政治家、本黃驪)

高麗時代の名前 (女性・子ども・奴婢)

- 戸籍
- 仏教関係寄進文書

二九、驪州李氏 丁酉年 准戶口

典據 『驪州李氏世譜』(李佑成所藏)
年代 高宗二四年(宋 嘉熙元年、一二三七)

(1) 嘉熙元年丁酉 理宗十三年 高宗二十四年 北部與國里戶郎將同正李喬

(2) 古名唐柱年五十一丁未生 印本無 丁未 本黃驪父戶長軍尹 印本無 戶

(3) 長孝溫祖副戶長元傑 印本無 祖仁勇校尉仁德外祖戶長中尹 印本無

(4) 長李仲規本慶山妻閔氏 印本無 收本 印本無 黃驪父鄉貢進士洪鈞

(5) 古名孝全 印本無 士孝全 祖守戶長世儒曾祖戶長存壽外祖文林

(6) 郎檢校 印本無 檢校 軍器監李孫美本 字缺 印本無 本字 率一男 印本無 子字下皆

(7) 如書藝同正秀山年十九二男巴只年十三改名秀海 印本無 海年

(8) 三三男巴只年一改名秀龍 印本無 龍年一 女年九

三七、咸昌金氏 庚辰年 准戸口

典據 『咸昌金氏世譜』(一九三六年版)
年代 忠烈王六年(元 至元一七年、一二八〇)

- (1) 典議庚辰七月日東部上楊堤七里己卯年戸口準(准)寫經院判官。
(2) 文林郎禮賓司正金鏡高古名至剛年五十四本咸昌郡。
(3) 父追封衛尉丞仁故。
(4) 祖司宰主簿同正祿文故。
(5) 曾祖檢校少監行監察御史鈞故。
(6) 母初封永嘉郡大郡(尊)權氏故。
(7) 外祖登仕郎尚衣奉御同正權濟故安東府。
(8) 妻玉氏故班城郡。
(9) 父殿中內給事同正玉光邵故。
(10) 祖攝戸長長文故。
(11) 曾祖戸長中尹就磷。
(12) 母召史年七十同村。
(13) 外祖金吾衛中郎將同正鄭台光。
(14) 并産一男巳(邑)只年九改名迪二男巳只年八改名贊三男巳只年
(15) 七改名用并只節付印(邑只方言小兒之稱)

九八、文殊寺 阿彌陀佛坐像 腹藏 充填用紙 記名

所在 서울 東國大博物館
年代 忠穆王二年(元)至正六年、一三四六(推定)

(一紙)朴堅

(六紙)石金

(十一紙)難莊

(三紙)加伊本

(七紙)孝道

(十二紙)慶莊

(二紙)朴氏

(八紙)小介伊女

末彦
小兒

(四紙)黃氏

(九紙)末龍

(十三紙)金氏女

(五紙)于金

(十紙)阿只女

(十四紙)徐富

一三九、白紙銀字 地藏菩薩本願經 寫經 跋文

所在 서울 東國大博物館
年代 高麗

- | | | |
|-----|-------------------------|----------------------|
| (1) | 大施主金 ^(興) 孝兩主 | |
| (2) | 大施主李浩兩主 | |
| (3) | 景重山 | 金斤 |
| (4) | 吾存 | 洪仲連 |
| (5) | 張智 | 方孝成 |
| (6) | 金致用 | 崔貴同 |
| (7) | 薛春守 | 全奉 |
| (8) | 金繼夏 | 田內隱同 |
| (9) | 金得尙 | 金吾个 ^(介) 知 |

(37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24)

車得林_(靈)駕

崔戒南

林桂中

金石孫

姜自德

趙五_(龍)竜

者斤非

熨_(熟)希

只每

池八同

万松

李從_(實)実

者斤阿只

李金斤

金性_(等)ホ

張山守

一三六、高麗末 和寧府 및 開京 戶籍文書

所在 서울 國立中央博物館
年代 恭讓王二年—三年(明 洪武二年—四年、一三九〇—一三九二)

〔契據 等〕

(1) 洪武貳拾參年庚午拾貳月 日和寧府戶口柱帳施行

(2) 東面德興部^(興)

(3) 事審奮忠定難匡復變理佐命功臣壁上三韓三重大匡門下侍中判都評
(4) 議使司事吏曹尙瑞寺事領孝思觀事兼入佐上護軍領經筵事和寧府
(5) 王開國忠義伯食邑壹仟戶食實封參百戶李成桂
(6) 隨奴婢

(1)

戶別子奴於乙火年貳拾參妻同戶婢九月伊年貳拾同戶、別奴石乙、拾捌妻同戶婢且正年貳拾九印

(2)

戶前判事朴忠用戶奴金上左年肆拾肆妻宰臣高閑戶婢甘勿伊年肆拾、別奴金元年肆拾貳妻宰臣

(3)

金元戶婢好奇年肆拾貳同戶、別奴加伊年貳拾七妻同戶婢訥斤伊、戶前判事金仵戶奴介三年參拾陸妻同戶婢太伊年貳拾八戶別奴金上

母李夫伊年六十七俠居同戶婢

(5)

印

(6)

戶奴波伊年貳拾八妻同戶婢老伊加年拾參印

(7)

年參拾九印

(8)

拾印

(9)

戶奉城君奴金贊年肆拾婢申月年肆拾印

(10)

戶前判書柳戶奴朴加同此年同戶婢毛伊年伍拾印

(11)

戶前定州府事柳用戶婢奴蒙寵年貳拾九妻同宅婢四桂年貳拾八同戶

朝鮮時代(李氏朝鮮王朝)

1392~1910

- 戶籍
- 族譜

丙子四月日府北安康縣西注也并等三王山里等五統一戶籍單字

戶初學李希誠年三十七庚子本臘州

父學生 宜植

祖成均生貢 壽耕

曾祖老職通政大夫 益圭

外祖學生朴師聖本咸陽

侍母朴氏故

妻金氏年四十三甲午籍義城

父學生 仁者

祖通政大夫 慶章

曾祖學生 炯

外祖通政大夫都益昌本八宮

年宗文年十七庚申

婦鄭氏年十九戊午籍迎日自首

改印

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

改於本年正月十五日庚辰父故授守奉世良女仁貞

府尹



戶初學李希誠

風憲鄭氏

尊江鄭氏

丙子四月 日府北安康縣西注也并第三玉山里第5統一戶籍單字

戶幼學李希誠年三十七庚子本驪州

父學生 宜植

祖成均生貧 壽耕

曾祖老職通政大夫 益圭

外祖學生朴師聖本咸陽

侍母朴氏故

妻金氏年四十三甲午籍義城

父學生 仁壽

祖通政大夫 慶章

曾祖學生 恂

外祖通政大夫 都益昌本八莒

子宗文年十七庚申

婦鄭氏年十九戊午籍迎日自首

叔次奉年七十五壬戌父良人善弘母婢王月

叔次奉同年年七庚辰父班叔德男母良女仁真

叔於仁伊年五十五壬午父叔叔介先母良女呂史

婢慶月年四十九戊子

婢王月年六

婢馬令年二十八己酉父叔叔崔石母婢白雲

叔再父年三十七庚子父班叔守奉母良女呂史現

等族無改印

奴婢の名前

- 奴 次奉

萬今

於仁伊

어린이

オリニ(子供)

- 婢 正月

月丹

愛月

奴婢・賤民の名前

(1) 主人の家に従属する場合
戸籍に名だけが登録

(2) 独立して居住する場合
姓名・本貫を持つ者も

以戒同并產并干四之等次俾復雇工百生小依此直等式拾酒本
為致孫軍貳拾次本榮川惟守太安東
父嘉靖大夫訓會等部推府事怡良親王夫人二書系議
徵生曾壯本訓會更重難保外司勇恭崇中本報恩率婢六月廿
拾捌奴朴山年肆拾次乙丑年逃已婢安德年拾柒丁丑九月初三
逃已奴末乙山年叁拾玖甲子年逃已奴為同年貳拾伍奴從同年貳拾柒
本美陽父自是而全小雇工面理孫同年壹拾柒本禮安父面姓連外司
拾捌戶新白丁訥比山年伍拾陸本安東
答同孫新白女訥比德年陸拾玖同
父新白丁離德年陸拾玖同
龍外祖新白有指次安東
德年肆拾陸本豐甘基父新白丁離德年陸拾玖同
祖不先外祖新白
首同本安東妻裴氏氏僕德今主存復戶故進主李承輝妻公
正誠國子監太監山石郎事主前之書自祖訓本太夫
出歸前次監移外祖更前本安東內男執持德今安東一男幼學自去廿伍拾陸唐祖道
氏年肆拾捌籍金海父本利部行軍器別提安東大行司書父承輝妻公
新白丁女小非年陸拾壹年本安東
年逃已奴莫山年柒拾年酉年逃已奴金伊同年肆拾陸安良女中

朝鮮王朝時代の名前の変化

- 姓、本貫を持つ人々の増加
- 族譜の作成が盛んに
- 戸籍上で両班(ヤンバン)の増加

一世	二世	三世	四世	五世	六世	子
姜以式 公齊康公後禮 部侍郎文星之 子也開皇己酉 大將軍兵部事 與韓擒虎討陳 主隋煬帝大業 三年高句麗嬰 陽王十八年被 侍郎裴規之讞 訴而亦自知將 亡隋室浮海入 高句麗官至玄 菟道右禦衛副 將軍以禦隋兵 按舊譜公為兵 馬元帥之說實 未詳也漢燕平 壬子耿臨伐高 句麗時公之八 世祖諱興以兵 部事為兵馬副 元帥來句麗未 幾因敗走也然 則東渡始祖元 帥之說自此為 訛傳歟後之博 雅君子廣採攷 正焉	子季孫 右部尉 大將 配 夫人左武 衛大將軍崔弘 昇女生二子	子雲紀 總兵鎮撫使武 德九年丙戌封 紫青光祿大夫 配 夫人叔孫 王女	子順 貞觀十八年甲 辰官至太師太 保 配 夫人寶莊 王女	子緒 貞觀壬寅生高 句麗亡入新羅 官至太師太保 總章己巳總兵 鎮撫使封晉陽 侯諡正順公 配 夫人沙浪 薛烏儒女生三 子	子璞 太師總兵鎮撫 使景雲二年辛 亥山州副都督 配 夫人蘇判 金元泰女聖德 王妣弟生子五 人三子未詳其 名	子 嗣昭
		子太紀 檢校太尉 子 孫居于西道			子珙 大將軍賜姓李 氏有弟琬人使 中原子孫居于 閩	子 昌

二十五世	二十六世	二十七世	二十八世	二十九世	三十世	三十
	子 公寶 文科藝文館大 提學	子 公寶 文科藝文館大 提學	子 英 兵曹典書	子 策 文科判宗簿寺 事入李朝吏曹 佐郎	子 鎰 號松軒文科監 察	氏父德載癸丑 生公之三兄弟 皆爲連生
子 冲 判軍器寺事	子 泰 大相	子 希齡 上將軍判書	子 得貞 保勝別將同正	子 壽 文科府尹戶曹 參判	子 帶生 文科司直	
	子 昌壽 三司左尹					
	子 健 判兵部事	子 吉星 密直副使		子 公延 文科刑曹判書	子 公遠 文科壯元生員 進士縣令	
					子 德昇 子 德守 子 德敏	

廣州金氏世譜一

去工部侍郎公亦當為八九世而文蹟無可徵不勝慨歎

廣州金氏世譜卷之一

初登一世

諱將有

子仲南

子乙漫

子游

子處中

子會孫

子孝貞

二世

三世

四世

五世

六世

諱將有
之在仕宦到
 官後到書
 是經手疏
 避世于銀
 仍為司○
 三山李氏父
 歐陽州書松
 國○馬在星
 景務書村
 是云○松有
 時村孫△
 有可世所凡
 列書△有前
 後親自批李
 四之女子太

子仲南
官保孫中印
 吳武庚午官判
 事諸事○
 和漢與郎走
 人李氏○基
 賴慈外北南
 經金里東九
 和親下長坐

子乙漫
生其官平添
 錄記情都
 及吉○農
 已蘇西滿地
 辛生○配齊
 成具氏安
 國訓書天德
 ○曾解云夫
 人基在報恩
 自東前為洞
 府君墓石自
 云大人吳氏

子游
生其官平添
 錄記情都
 及吉○農
 已蘇西滿地
 辛生○配齊
 成具氏安
 國訓書天德
 ○曾解云夫
 人基在報恩
 自東前為洞
 府君墓石自
 云大人吳氏

子處中
官都安客丞
 顯兵曹參判
 ○配七堂律
 氏○基報恩
 羅西滿地都
 羅生時○配
 伏川黃氏父
 官署利源憲
 ○羅同原在

子會孫
同族

子孝貞
片一

廣州金氏世譜卷之一

甲

三京府官金
國卿上二叔

子赤 元后
子白 元后
子守然 十二世

子丹亨 十三世

子震說 十四世

子舜年 十五世

子淵 十六世
下十一

孫伯父后

女金繼勳 子金可立
女廣平

女成運 子

嘉靖辛卯俱中生監臨居鍾山之太谷
明宣廟朝累徵不起官以寧寧正號大谷邑界五月二十一日卒
壽八十三 財左承旨○累徵不附全谷莊生則尤推推墓瑞
壯年本縣象賢書院○子

字公輔內中
七月十九日
李氏父主簿
李氏父主簿
東金氏○是
清美先德左
子血衣右四

字子忠副護
軍也二月十
日○配和順
崔氏父生員
大德忌六一
十日○是死
壁內壬癸附

李繼伯壬申
正月二十一
日卒○是
先壁內良坐
○配陳州杜
氏忌十二月
十四日○是
種五八陳良
坐○此上實
舊氏忌正月
二十二日○
墓酒機先壁
內壬坐

李夢與
肅廟壬申正月
十四日卒○
是上同良坐
○配沈川陸
氏父貴厚丁
日卒○是先
壁內壬坐

字德正皆
肅廟己未生
景廟戊戌七月
二十六日卒
○墓上同子
坐○配昌
金氏父廷
西喪生壬戌
十二月八日
卒○是先
下壬坐

女朴振綱 子淵
南川人父聖
慶道源齊世
后

女李涉 子李漢順
全義人

女朴震文

女金受采 子金舜舜
女朴添慶 三

子守儉

子再熙

子振綱

子必天

子興瑞

女崔斗真

女鄭俊民

子聖俊

子鶴瑞

子鶴瑞

子尋壺
忌三月一日
○配侯安村
氏忌九月十
六月○墓
泰中世廟

子重伯
忌三月廿五
日○墓清州
木丁酉年
○配外氏忌
九月二十日
○墓泰中

女朴順成

子龍瑞
下十

一日卒○
○墓南民父楊氏
生午生

子德福

子集瑞

子峻瑞

字甫堅以寅
生公義十一
月一日卒○
墓泰先堂
左子金○室
欲川金氏父
唐弘士午生

子成瑞

女崔好貞

子達瑞

字甫瞻丁未
生

一日卒○
○墓南民父楊氏
生午生

姓・本貫を持つ戸の増加 (慶尚道丹城県戸籍)

表1 1678年の丹城県戸主の姓と
本貫上位10傑

順位	本貫／姓	戸数	%
1	本姓無	633	32.5
2	姓 無	290	14.9
3	金海金	111	5.7
4	密陽朴	81	4.2
5	陝川李	57	2.9
6	本貫無	43	2.2
7	安東権	40	2.1
8	晋州柳	39	2.0
9	晋州鄭	30	1.5
10	晋州姜	28	1.4
	合 計	1947	100.0

表2 1786年の丹城県戸主の姓と
本貫上位10傑

順位	本貫／姓	戸数	%
1	金海金	323	11.1
2	密陽朴	232	7.9
3	安東権	179	6.1
4	晋州姜	135	5.3
5	星州李	98	3.4
6	慶州崔	81	2.8
7	姓 無	78	2.7
8	晋州鄭	61	2.1
9	坡平尹	59	2.0
10	晋州柳	56	1.9
	合 計	2921	100.0

姓・本貫を持つ人の増加 (慶尚道丹城県戸籍)

表3 1678年の丹城県住民の姓と
本貫上位10傑

順位	本貫／姓	人数	%
1	本姓無	4214	50.1
2	姓 無	862	10.2
3	本 無	335	4.0
4	金海金	319	3.8
5	密陽朴	229	2.7
6	陝川李	144	1.7
7	晋州姜	114	1.4
8	晋州柳	103	1.2
9	晋州鄭	96	1.1
10	安東權	82	1.0
	合 計	8420	100.0

表4 1768年の丹城県住民の姓と
本貫上位10傑

順位	本貫／姓	人数	%
1	本姓無	2615	19.4
2	金海金	1200	9.0
3	密陽朴	795	5.9
4	本 無	663	4.9
5	陝川李	503	3.7
6	晋州姜	496	3.7
7	安東權	387	2.9
8	姓 無	286	2.1
9	慶州崔	261	1.9
10	晋州鄭	253	1.9
	合 計	13463	100.0

大韓帝国期(朝鮮王朝)

(1896~1910)

- 1897年 戸籍調査規則制定
→ 新式戸籍(光武戸籍)
- 1895年 奴婢廃止の改革
→ 戸籍ではどうなったか

郡尹觀夏年六十六本海南居海南業儒

一父桂興

妻崔氏年七十一

孫定鉉年二十五

寄居男二口

面祖光浩

同居子存年三十七

婦李氏年二十五

口傭女二口

蓮祖居

現存男五口

共合十二口

洞曾祖鍾慶親

人口女三口

瓦家十間

第統第外祖曹鳳承屬

單家七間

共合十七間

戶

尹觀夏年六十六本海南居海南業儒

柱興

妻崔氏年七十一

孫定錫年二十五

寄雇男二口

同居

子在斗年三十七

婦李氏年二十五

口籍女二口

光浩

居

鍾慶親

曹鳳承屬

家宅

在家十間

草家七間

共合十七間

現存男五口
人口女三口

共合十二

黃重玉 沐子西	大倫	謝赫	真柏	金基洛年
人	彩	九	同	三十一 慶州
			女子小走亦年七	妻金氏本全可

女小城

女子小走亦年七

子姓仁者亦年十二

妻金氏本全可

京畿廣州府

北方大城三里 廣州府第一統義六戶

戶籍表第

一百六

號註

戶宋永夏年三十四本礪山耕農

前居地 礪山

父 仁好

母 李氏 年八十三

妻 李氏 年八十三

妻 李氏 年八十三

子 允山 年八

現存男 二口 女 二口 共 四口

祖 宗成

宗成

親屬

家 有 己 尾 四

四

曾祖 亨玉

亨玉

屬

家 有 己 尾 四

四

外祖 李仁夏

李仁夏 本廣州

屬

宅 有 草 四

四

光武七年四月 日府尹

籍表第

一百八

宋永夏拜三十四本礪山

仁好

同

母房李氏吟之三

妻江陵戚氏吟之三

子石山伊年八

居

宗成

親

亨玉

        											
 		 		 		 		 		 	
 		 		 		 		 		 	
 		 		 		 		 		 	

新式戸籍(光武戸籍)に見る名前

- 女性は名の記載なし
- 子どもは幼名による登録
- 固有語彙による名
 - 小老味(소늬01 =牛っころ)
- 奴婢
 - 奴(男)は見られない
 - 婢(女)は少数の記載例

日本の植民地支配と朝鮮人の名前

- 1905年 保護条約(第二次日韓協約)
保護国
統監府設置(統監伊藤博文)
- 1907年 第三次日韓協約
韓国政府各部に日本人次官・局長
→ 実質的な植民地支配
- 1910年 韓国併合

日本の戸籍制度導入(民籍)

- 1909年 民籍法制定

日本の警察官が立案・実施

1909～1910年 民籍調査

- 民籍編製への抵抗

義兵(民籍調査を妨害)

個別的抵抗(登録を拒否)

消極的抵抗

籍 本		事 由		事 由		事 由	
道 郡府 面							
		身 位		身 位			
						主 戶	
本	戶主トナリ 原因及其年月日	父	母	姓 名	生年月日	父	母
前戸主一		出生別				出生別	
		本				本	

民 籍 簿

横										表										五									
明治六拾年八月拾日華族ニ列セラル同月拾七日居出同日受附⑩										明治六拾年拾月六日本籍地變更届出同日受附⑩																			
地籍本																													
魏町區元園町壹丁目參番地																													
魏町四町目六番地																													
朱																													
主										戸																			
稱族										前																			
朱										飯田正義																			
士族 華族																													
亡飯田正義長男																													
父										亡飯田正義																			
母										タカ																			
長男																													
飯田正夫																													
出生																													
明治參拾壹年六月貳拾日																													
父正義死亡ニ因リ明治五拾																													
五年拾壹月五日戸主ト爲ル																													
同月六日居出同日受附																													

籍		事		事		事	
忠信南道 燕以鄰東 西巷里 五統戶		隆熙四年二月壬子日左鄰左面內台里統戶		王枝元家 明熙四年二月壬子日一家是創主是王枝元家 王枝元家		隆熙四年二月壬子日左鄰左面內台里統戶	
戶		主		妻		男	
本主 林益化 生年月日 隆熙四年二月壬子日		父 林益化 生年月日 隆熙四年二月壬子日		母 林益化 生年月日 隆熙四年二月壬子日		父 林益化 生年月日 隆熙四年二月壬子日	
本主 林益化 生年月日 隆熙四年二月壬子日		父 林益化 生年月日 隆熙四年二月壬子日		母 林益化 生年月日 隆熙四年二月壬子日		父 林益化 生年月日 隆熙四年二月壬子日	

民籍簿用紙

籍		事		事		事	
忠信南道 燕以鄰東 西巷里 五統戶		隆熙四年二月壬子日左鄰左面內台里統戶		王枝元家 明熙四年二月壬子日一家是創主是王枝元家 王枝元家		隆熙四年二月壬子日左鄰左面內台里統戶	
戶		主		妻		男	
本主 林益化 生年月日 隆熙四年二月壬子日		父 林益化 生年月日 隆熙四年二月壬子日		母 林益化 生年月日 隆熙四年二月壬子日		父 林益化 生年月日 隆熙四年二月壬子日	
本主 林益化 生年月日 隆熙四年二月壬子日		父 林益化 生年月日 隆熙四年二月壬子日		母 林益化 生年月日 隆熙四年二月壬子日		父 林益化 生年月日 隆熙四年二月壬子日	

統

戶

台置統元

何多立東

身位				身位				戶主			
男				妻				戶			
生年月日	姓名	母	父	生年月日	姓名	母	父	生年月日	姓名	母	父
大正三年八月廿四日	林 幸 完	林 幸 完	林 幸 完	大正三年八月廿四日	金 氏	金 氏	金 氏	大正三年八月廿四日	林 幸 完	林 幸 完	林 幸 完
出生別				出生別				出生別			
本				本				本			

大正三年八月二十五日総監部内訓甲第百九十九号

本籍：慶尚北道慶新内富里 長六七八

事由：昭和拾年九月廿四日午前五時慶州郡山内面富里五百八拾番地に於て死に同居者全日龍屈出金月以於之日受附

事由：大正四年九月一日慶尚北道慶新内面富里五百八拾番地に於て死に同居者全日龍屈出金月以於之日受附

事由：大正四年九月一日慶尚北道慶新内面富里五百八拾番地に於て死に同居者全日龍屈出金月以於之日受附

主	戸	名	姓	父	母	生年月日
金	金	金	金	金	金	金
金	金	金	金	金	金	金
金	金	金	金	金	金	金

妻	名	姓	父	母	生年月日
李	李	李	李	李	李
岳	岳	岳	岳	岳	岳
伊	伊	伊	伊	伊	伊

長	名	姓	父	母	生年月日
貴	貴	貴	貴	貴	貴
男	男	男	男	男	男

大正三年八月二十五日総監部内訓甲第百九十九号

民籍編製、名前登録の原則

- すべての住民を民籍に登録
→ 未登録者(特に女性)も残る

- 「1人1名」の原則

明治期日本における名前の政策

苗字をつける

複名、改名の禁止

- ・女性に名をつける
- ・(奴)婢に本貫・姓をつける
- ・幼名ではなく「本名」(＝成人名)で登録する

→多くの住民が「両班」的な姓名・本貫を持つ

→個人識別のための名前と民籍(戸籍への登録)、植民地住民の管理

女性の名づけ

「民籍二名ノ記載ナキ者又ハ名ト認ム
ベカラザル称呼(召史、姓女、氏、小
岳伊、小斤者、小者ノ類)ノ記載アル
者ニ付テハ其ノ名ノ登録ヲ申告セシ
ムベキコト」

(1915年8月7日総督府司法部長官・官通牒第240号
「民籍事務取扱ニ関スル件」)

「名前」政策の植民地的特徴

- 「日本人に紛らわしい姓名」の禁止
改姓の禁止

日本人風の名づけ・改名の禁止

→名前による差異化・差別化

(欧米の植民地支配との違い)

- 朝鮮語固有語彙による命名の制限
- ハングルのよる姓名登録の禁止

「日本人に紛らわしい姓名」

- 「併合」直後の改姓名

「官吏改姓名 朝鮮総督府警視**金海龍**ハ客年十二月十九日**金江龍雄**同警部**金大元**ハ同年十一月二十三日**永清金三郎**同通訳生**金相弼**ハ同日**北川元雄**ト孰レモ改姓改名セリ」
（『朝鮮総督府官報』1911年1月26日）

「官吏改姓名 朝鮮総督府書記**金有鐸**ハ本月七日**金子吉太郎**ト改姓改名セリ」

（『朝鮮総督府官報』1911年7月28日）

「朝鮮人の改名 今回日韓が合併したので、平安南道德川郡の朝鮮人等はあるに(以為)、吾等はすでに日本人となった以上は、日本人の名式に姓名を変更しなければならない、として、同郡区裁判所**金亨淑**は**徳川元一郎**に、同郡主事**尹南喆**は**徳川尹雄**に、同主事**河斗胤**は**徳川始太郎**に、同書記**張應涉**は**徳川應三郎**に、同地文徳学校教師**白樂煥**は**白川三樂**にすべて改名したという」

(『毎日申報』1910年9月9日)

「日本人に紛らわしい姓名」の禁止

- 1911年10月26日朝鮮総督府令第124号
「朝鮮人ノ姓名改称ニ関スル件」

姓名改称を許可制とし、その運用で日本人
風の姓名を禁止

→ 1940年の創氏改名まで続く

禁止の理由

- 日本人と朝鮮人との差異化・差別化
- 適用法令の違い
- 役人・警官・教員などの待遇・給与の差別
- 朝鮮在住日本人の優位性・優越感

植民地支配秩序の維持

朝鮮語固有語彙による名の制限

- 「名ト認ムベカラザル称呼」

「通例寡婦、少女、幼童ノ代名詞又ハ尊称
若ハ土地ノ地名其ノ外朝鮮語ノ意味ニ於ケル
ル当字ニシテ人名ニ甚シク適セザルモノ」

(1925年3月13日朝鮮総督府法務局長回答)

固有語彙による名(例)

道也至(トエジ=豚)

老馬(ノマ=奴)

皆鳳(ケボン=犬)

開佛(ケブル=犬の睾丸)

於老味(オノミ=彼奴)

方浮里(パンブリ=牝豚)

道治(トジ=豚)

介同(ケットン=犬の糞)

涉々(ソプソプ=残念だ)

入粉・立分(イップン=可愛い)

自近愛奇(チャグンエギ=小さい赤ちゃん)

ハンゲル名の禁止

- 「届書ハ諺文ニテ記載スルモ差支ナシ。但シ名ノ記載ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ」

(1923年8月総督府法務局長回答)

「名前」政策の基本

(1) 住民管理・個人識別

→ 「一人一名」原則

(2) 植民地支配のための差異化

→ 「日本人に紛らわしい姓名」の禁止

(3) 日本人に理解しがたい名前の排除

→ 固有語彙の名・ハングル名の禁止

創氏改名 (1940年)

創氏改名

「創氏改名」政策の意図

家族・親族制度の変更

姓→氏

朝鮮的な宗族集団の解体

日本的「イエ」制度の導入

→天皇制国家体制の基礎

戦争への動員

創氏改名の法制度

- 戸籍の「姓」を「氏」に変える
同一戸籍の家族は同一の氏をもつ
- 「氏の設定」
届け出期間（1940年2月11日～8月10日）
- 届け出ない場合は戸主の姓が氏となる
- 名の変更は許可制

附錄第一號樣式

本籍

京城府鳳翼町百番地

氏ヲ甲野ト屬出昭和拾五年壹月拾五日受附

主戸前

李 丙 煥

父 亡 李丙煥
母 劉彩鳳
長男 成興李
本貫 李

主 戸

朱 甲野
李 圭 徹

出生 光武六年貳月六日

父 亡 劉興基
母 亡 任正姬
長女 江陵
本貫 賈

母

朱 劉 鳳
出生 開國四百八拾六年八月拾五日

氏設定ニ因リ昭和拾五年壹月拾五日訂正ス

妻

父 朴法根
母 崔月峯
長女 密閣朴
本貫 朴

出生 光武拾年五月四日

氏設定ニ因リ昭和拾五年壹月拾五日訂正ス

長 男

父 朱李
母 朱朴春福
長男 本貫 賈

出生 大正拾年壹月

氏設定ニ因リ昭和拾五年壹月拾五日訂正ス

子 婦

父 趙德順
母 吳貞子
長女 登壇趙
本貫 賈

出生 大正拾壹年五月八日

従前ノ規定ニ依ル民籍ノ用紙ヲ使用セル戸籍ニ於テハ本例ニ準ジ記載及訂正ヲ爲スベシ

附錄第二號樣式

本籍

京城府笠井町七番地

氏ノ届出ヲ爲サザルニ因リ昭和拾五年七月壹日李ヲ氏トシタルニ付更正ス

昭和拾五年七月壹日氏設定ニ因リ更正ス

以下附錄第一號樣式ニ準ズ

女 長				主 戸				主 戸 前
出生	大正拾五年拾壹月七日	父	亡李光雨	出生	光武貳年叁月八日	父	金民濟	李 光 雨
		母	朴姓女			母	朴姓女	
		長女	本實			貳女	金海金	
		李 相 淑	金貞子			李 金 貞 子		

12月28日総督府法務局長宮本元談話

「半島人の極少部分で、『氏』制度が創設されたのは必ず内地人式の『氏』を設定しなければならぬ法意だとか、内地人式の氏を設定しなければ、内鮮一体の統治方針に反対するのだとか、解釈してゐる向きがあるとのことだが、それは誤解である。今迄半島に於ては家の称号が無かったので、此の度家の称号である『氏』を定めることになったのであるが、好むと好まないとに拘らず一律に内地人式氏を設けねばならぬ性質のものではない。」

氏設定の制限

- 天皇・皇室に関わる氏は禁止
- 朝鮮の他の姓を氏とすることは禁止
- 「姓＋姓」（李金など）は禁止
- 「本貫＋姓」（金海金など）も禁止

→ 2文字からなる氏を奨励

氏設定届の強制

- 届け出の推移

届け出の不調

- 朝鮮人指導層 警官、教員、役人

「率先垂範」

- 5月以降、行政機構あげての「督励」

- 地域別の競争

全戸数に占める「創氏」戸数

2月末 0.4%

3月末 1.5%

4月末 3.9%

5月末 12.5%

6月末 27.0%

7月末 53.7%

8月10日 80.3%

京城日報

誠の御薪一本！
神宮に御聖火の使徒

一説の如くに關へ十二日の記述は、關口で關六を捕次するとになつた。

京城府創氏相談所



けふぞ晴の創氏の日

[illegible]

勤勞の輕機二台

愛媛竹添分區で献納



らせぬサイレン

[illegible][illegible]

▲東京部 千五百員 ▲京都部 千
▲名古屋部 千五百員 ▲大阪部 千
▲神戸部 千五百員 ▲福岡部 千
▲札幌部 千五百員 ▲仙台部 千
▲新潟部 千五百員 ▲金沢部 千
▲富山部 千五百員 ▲石川部 千
▲福井部 千五百員 ▲滋賀部 千
▲岐阜部 千五百員 ▲愛知部 千
▲三重部 千五百員 ▲奈良部 千
▲和歌山部 千五百員 ▲鳥取部 千
▲島根部 千五百員 ▲岡山部 千
▲広島部 千五百員 ▲山口部 千
▲徳島部 千五百員 ▲高松部 千
▲香川県 千五百員 ▲愛媛部 千
▲高知部 千五百員 ▲長門部 千
▲山口部 千五百員 ▲福岡部 千
▲佐賀部 千五百員 ▲大分部 千
▲熊本部 千五百員 ▲鹿耳部 千
▲宮崎部 千五百員 ▲鹿児島部 千
▲沖縄部 千五百員

本社兩記者も
創氏に名乗り
「忠誠」を
「忠誠」を
「忠誠」を

勤勞の輕機二台

愛媛竹添分區で献納

[illegible]

どうぞ御利用下さい

大田創氏相談所店開き

【大田】朝鮮創氏制度の實現に
伴ひ、府では創氏者の便宜を興
るため大田府朝鮮創氏相談所の

開設準備を急いで来たが、いよ／＼準備も整へたので去る十日から相談事務に應ずることにな
つた、創氏は早速に御利用下さい【宮崎朝鮮館へ口に掛けられた同相談所の看板】

大田府朝鮮創氏相談所



！は名改氏創
館學名姓本日



◎未だ改名の手續が！

濟まぬ人は一刻も早く！

皇紀二千六百年！茲に翻期的創氏改名令が實施されました！一億同胞の待ちに待ちたる此創氏、皆様はこの意義ある創氏改名を如何に撰びましたか？姓名こそは皆様の永き一生の幸福、不幸を司るもので、良き創氏は子孫までも恵まれる事になるものです。本館は日本姓名學界に於ける最高權威者である増田儒彦先生創始による日本姓名學の大法則に基き吉名を撰んで差し上げます。

創氏撰名の申込方法！

●住所、氏名生年月日ヲ詳記ノコト

●自己ノ撰ビタル姓又ハ希望アレバ記セ

●名前ニハ振假名ヲ附ケ男女別ヲ記セ

撰名はハガキで本館へ

ハガキに前記の住所氏名、生年月日、男女別を記入して申込めば直ちに日本姓名學館撰名部に於て姓名學上の大法則に基き吉名を撰んで撰名書を作製嚴封の上代金引替便で急送す

料金は な何處にも 特別割引

撰名料 一圓五十錢 (撰名書引
替送料共)

◎特典 家族に限り一名を増す毎に八十錢にて應ず

東京市豊島區池袋二ノ九八〇

日本姓名學館

擬替東京八七、二四七番

地方綜合版

ゆれる會寧 第二警防團

と第二警防隊の再一歩より

半島出身の全道議員 て創氏の首途 平北道會に拾ふ朗景豪華版

【新報】 平北道會は創始の通り

のである、これは更にさきに設

る議員一同大拍手をもつて朗景

一時廿分、こゝに十四日間に

十四建議案採擇

慶北道會滞りなく幕を閉づ

【大報】 慶北道會は前日の三日は

午後十時廿五分閉會、

本報記者は前日に各道會場

ことになった、



覆面議員の捜査

防諜關係の容疑なく

釜山署の手へ移る

釜山署の防諜關係に懸れ事件に

釜山署の手へ移る

4月23日道知事会議での南総督訓示
「紀元の佳節を卜して施行せられたる
氏制度は半島統治史上まさに一期
を画するものでありまして、往古の
史実に顧み、大和大愛の肇国精神
を奉ずる国家本然の所産であると
共に内鮮一体の大道を進みつつあ
る半島同胞に更に門戸を開きたるも
のに外ならず。各位宜しく本制度の
大精神を究め管下民衆の各層に徹
底せしめられたし。」

創氏強制の方法

創氏相談所の増設

創氏実施週間

相談班

無料代書

行政機関・団体による「督励」

国民総力連盟、学校

時ノ行斷慮熟今リ限日十月八ル迫ニ々刻ハ限期

△好機ヲ逸サヌヤウ!

氏設定ニ就テ御注意

- 一、創氏届出ハ八月十日迄デス其後創氏届ハ出来マセン名ノ變更ニハ期限ガアラマセン
- 二、八月十日迄ニ氏ノ届ヲ爲リス者ハ從來ノ戸主ノ姓カ其儘氏ト爲ル結果戸主ノ姓ガ金ナレバ金ガ氏トナリ妻尹貞姫ハ戸主ノ氏ニ從ヒ金貞姫トナリ子緒朴南祚ハ金南祚トナリ粉雜スル虞ガアラマセン
- 三、此ノ結果ハ内地式氏ヲ設定シナカフコトヲ却テ後悔スルコトニナルヲ思ハレマセン
- 四、三氏ト姓トヲ混同スル向ガアルヤウデスガ氏ハ家ノ稱號デアラ姓ハ男系ノ血統ヲ表スモノデ兩者ノ性質ハ全然異ツテ居ラマセン
- 五、四氏ヲ設定スルト從來ノ姓ガ無クナルト云フ誤解ガアルヤウデスガ氏設定後ニ於テモ姓及本貫ハ其儘戸籍ニ存置セラマスカラ心配アリマセン
- 六、門中又ハ宗中ハ同一ノ氏ヲ設定シテケレバナラヌト考ヘラレト居ル人モアルマスが大ナル誤解デアリマス氏ハ家ノ稱號デアアルガ故ニ各家異ル氏ヲ設定スルノガ當然デアラマセン
- 七、六氏選定ニ就テ熟慮中ノ様デスガ考ヘ過ギルト却ツテ迷フ虞ガアルマス速ニハ協ナモノニ決定スルノガ最モ理想デアリマス
- 八、七期限モ迫リマシ不審ノ点ハ早ク府面邑又ハ法院ヘ御問合セ下サイ

大邱地方法院

△即刻届出シマセウ!

誤テ悔ヲ孫ニ貽サヌヤウ

二、八月十日迄ニ氏ノ届ヲ爲シス者ハ從來ノ戸主ノ姓力其儘
氏ト爲ル結果戸主ノ姓ガ金ナレバ金ガ氏トナリ妻尹貞姫
ハ戸主ノ氏ニ從ヒ金貞姫トナリ子婦朴南祚ハ金南祚トナ
リ紛雜スル虞ガアリマス

此ノ結果ハ内地式氏ヲ設定シナカツタコトヲ却テ後悔ス
ルコトニナルダラウト思ハレマス

三、氏ト姓トヲ混同スル向ガアルヤウデスガ氏ハ家ノ稱號デ
アリ姓ハ男系ノ血統ヲ表スモノデ兩者ノ性質ハ全然異ツ
テ居リマス

四、氏ヲ設定スルト從來ノ姓ガ無クナルト云フ誤解ガアルヤ
ウデスガ氏設定後ニ於テモ姓及本貫ハ其儘戸籍ニ存置サ
レマスカラ心配アリマセン

五、門中又ハ宗中ハ同一ノ氏ヲ設定シナケレバナラヌト考ヘ
ラレテ居ル人モアリマスが大ナル誤解デアリマス氏ハ家
ノ稱號デアルガ故ニ各家異ル氏ヲ設定スルノガ當然デア
リマス

六、氏選定ニ就テ熱慮中ノ様デスガ考ヘ過ギルト却ツテ迷フ
虞ガアリマス力ヲ連ニ明ナモノニ決定スルノガ最モ理
想的デアリマス

七、期限モ迫リマシタ不審ノ点ハ早ク府面色又ハ法院へ御問
合セ下サイ

大邱地方法院

地戸第三五九五號

昭和十五年六月十二日

釜山地方法院長

管內局長殿

氏設定資助ニ關スル件

氏ニ關シ過般筆歴次協議會其ノ他立書ヲ以テ各位ニ對シ其ノ重要
性ニ關シ一般民衆ニ周知徹底方強固シ來リタル處各位ノ努力ニ依
リ其效果遂次現ハレ民衆ノ認識スル所トナリ氏ノ設定届進増シア

ル狀態ナルカ之ヲ總戸數ニ比スレバ未ダ一割程度ニ過ぎズ蓋シキ
ハ三分以下ノ所モアリシカルニ右届出期間ハ餘日少ク今ニ萬全ノ
計畫ヲ立テ之ニ對處セズバ益々期限切迫シ一時ニ數百件届出アリ
ルリト假定セバ如何ニシテ迅速ニ處理スルカ到底其ノ術ナキ處ア
ルヲ以テ來ル七月二十日迄ニ全戸數ノ氏届出ヲ完了スル候時段ノ
配當相成リタシ

是ヲ先ヅ氏ノ設定届ヲ提出セシメ名ノ變更ハ後日爲ス候取扱ヒ
相應リタシ

受取
15
7
6
4
1
1

昭和十五年六月十二日

釜山地方法院長

管内府尹邑面長殿

氏設定督促に関する件

氏に関し過般来屢次協議会其の他文書を以て各位に対し其の重要性に鑑み一般民衆に周知徹底方強調し来りたる處各位の努力に依り其効果遂次〔逐次〕現はれ民衆の認識する所となり氏の設定届進増しある状態なるが之を総戸数に比すれば未だ一割程度に過ぎず甚しきは三分以下の所もあり。しかるに右届出期間は余日少く今に万全の計画を立て之に対処せずば愈々期限切迫し一時に数百件届出ありたりと仮定せば如何にして迅速に処理するか到底其の術なき虞あるを以て来る七月二十日迄に全戸数の氏届出を完了する様特段の配慮相成りたし。

追て先づ氏の設定届を提出せしめ名の変更は後日為す様取扱い相成りたし。

来る 臨時参拜、朝鮮、韓僑會館、
「日清」の回覧、その他、
する 朝鮮會館の調査に關し必要なる
前別 事業を行はんとするもので本
に立 會の設立は時宜に應じた企て
にな として非常に期待されてゐる

植

一 肥後田
半通り海
職員有志
臨大に行
に次いで
明を聴い
り養食後
富田一開

水灌、國朝の消遣、肥前樹木の
動行、集會苗代の設置、卯表木
に依る灌漑の設備等に依り例年
に見ざる豊田の育成に成功した
三、植付の目的は、植付開始は苗の關
係で全般的に約五月間遅れ豊田
の五月廿三日を最初とし灌漑の
六月一日を最後として大部分の

により、當初の目標額に比し
約二千九百町歩の増加を見込ま
れ、國債を得たので官民一致の
下に一路増米額に達してゐる
る額である、因に豊田における
平年六月十日以降七月十日迄の
雨量は百五十坪四であるが本年
は先年が良いので必ずそれ以上
の降雨があるものと期待してゐ
る

九條武子夫人 を偲ぶ映畫會

【三川】 旭町西本願寺佛敎會入會
及び女子青年會では九條武子夫人

適期刈に

【開成】 開成郡では昨年の災害後、
食糧確保に全力を盡してゐるが昨
年秋以来製作面積を擴張して耕種
方法の改善等を積極的に行つて、
した結果、天候にも恵まれ昨年よ
り一割増収の大豊作の大豊作
を達成してゐるが所期の目的達成
のため十六日から一週間を適期
刈取期間として定めて、各農会、
農協、農長が第一に赴つて、
面談員はじめ各部委員、農會及び
男女愛國隊員等を動員し、本週間

來月廿日までには

全郡民手續完了

益々揚る開豊郡民の創氏熱

一 田原は
西田土城
官公働長
修多参加
、族に同
作業熱が
からした
創氏の數
開成郡民
寫はれて

【開成】 開成郡民の創氏は日々
その數を増加してゐるが、十三日
現在の創氏戸數は四千五百廿五戸、
その人員は二萬五千二百廿六名に
達し七月廿日までは全郡民の創
氏戸數を完了する見込みであると
李家郡では認めてゐる、開成九戸
七十三戸が豊田の成績、次は豊田
の八百十二戸、北田六百廿四戸
西田六百廿四戸となつてゐる

豊田民の勞働

【開成】 開成郡民の創氏は日々
その數を増加してゐるが、十三日
現在の創氏戸數は四千五百廿五戸、
その人員は二萬五千二百廿六名に
達し七月廿日までは全郡民の創
氏戸數を完了する見込みであると
李家郡では認めてゐる、開成九戸
七十三戸が豊田の成績、次は豊田
の八百十二戸、北田六百廿四戸
西田六百廿四戸となつてゐる

仲々死

もバ

明朗この数字を見よ！

大邱府内は殆ど十割

慶北の創氏八割六

届出總戸數卅八萬二千七百

【大邱】十日をもつて明切られた大邱府内では殆ど十割の戸口が創氏を明記して申告した。大邱府内では殆ど十割の戸口が創氏を明記して申告した。大邱府内では殆ど十割の戸口が創氏を明記して申告した。

慶南は七割九分

届出總戸數三十五萬九百五十

釜山府内は七割二分

【釜山】十日をもつて明切られた釜山府内では七割二分の戸口が創氏を明記して申告した。釜山府内では七割二分の戸口が創氏を明記して申告した。釜山府内では七割二分の戸口が創氏を明記して申告した。

全北は七割一分

【全北】十日をもつて明切られた全北府内では七割一分の戸口が創氏を明記して申告した。全北府内では七割一分の戸口が創氏を明記して申告した。全北府内では七割一分の戸口が創氏を明記して申告した。

統後の緊

【釜山】十日をもつて明切られた釜山府内では七割二分の戸口が創氏を明記して申告した。釜山府内では七割二分の戸口が創氏を明記して申告した。釜山府内では七割二分の戸口が創氏を明記して申告した。



島の聖者を吹螺島に

人は心が第一

歌で導く感謝

【釜山】十日をもつて明切られた釜山府内では七割二分の戸口が創氏を明記して申告した。釜山府内では七割二分の戸口が創氏を明記して申告した。釜山府内では七割二分の戸口が創氏を明記して申告した。

批判の取り締まり

- 創氏改名への批判
- 強制の実態を伝えること
- 権利を主張すること

参政権、日本渡航の自由化、教育etc.

→ 批判を許さない雰囲気

検事談話

「創氏制度は興亜大聖業の完遂上における画期的なもので実に内鮮一体化の世紀的英断として今や半島の津々浦々に至るまで只管感激の歓声に溢れてゐる現状の下に、こんな不穩極まる反国民的言動は断然容赦の余地がない、神聖なる我が国体に対する不遜行為たるのみならず忠良なる半島同胞の名誉を傷けることも又甚大なものである」

国民総力部落連盟理事長・柳大興

「朝鮮人の創氏は私の面では九割八分程度に達するが、其の中八割以上は皆何の意味か解せず、当局が無理矢理に勧めるから仕方なく創氏した実情で、私も柳（ヤナギ）として別に柳本と創氏する必要もなかったのであるが、人に強制する立場上柳本と創氏したるも、一般部民は之れに対し非難している。私も反対者の一人である。」

創氏改名における差異化

(1) 日本人風の氏を名乗るのではなく、もとの姓・本貫・地名にもとづく氏の設定

姓 金→金山、金本、金村・・・

本貫 金海金→金海

● (2) 宗族集団による氏の設定

本貫に由来する氏

(3) 改名は奨励せず

朝鮮総督府法務局民事課

「新聞、ラヂオ、パンフレット、講演、精神総動員を通じ内地人式の氏即ち**二字制の氏**を設け得るものにして、**日本既存の氏を踏用せしむる趣旨**にあらざること〔、〕日本に於ける苗字は地名を採り来れるものなるを以て之に倣ふべきことの周知徹底を図り、〔下略〕」

通告文

伏惟 鑒察

僉接節萬旺하심을仰祝이오며宗生等은依劣已而就棟今般氏制度創立에對하야當局法令及戶籍令과各新聞에掲載되여손속仰想 諒獨이온바夫我金一族은 大輔公得姓이將至二千載오太師公以後도亦近千年에奉先敦族之誼가比他姓優越하야自許東方華族矣마今日氏字創設이顯非強制法令이나世道와時宜를推想하면亦難膠守舊章이오며且年老衰敗者난不足舉論이나壯會及官廳에獻身하얀年壯靑俊은似多難便이온즉若過二月十一日이면各自創氏에萬千分岐하야同祖後孫을莫可識辨이오니豈非大遺憾處乎아鄙等이不揆僭越하고本月十四日宗會于京城樂園町二二三番地하야萬端講究討論結果金氏由來의事蹟을參考하고內地語音에順調을綜合하야金城(가네키)이라고一致可決되엇난데其義난始祖 大輔公에서新羅昔氏脫解王九年에金城西始林間에서誕降하신事가國史與譜牒에昭然한故로滿場一致되여사오니凡我太師公後裔난必以金城으로施行하시고行列字도可及的仍舊保存하시外無至後日路人相視之歎可하심을千萬幸甚

昭和十五年一月 日

慶州金氏太師公派宗會



發起人 金容玉 彰濟 命鎬 斗煥

出席人 金商詰 商皓 容玉 昶濟 鳳濟 彰濟 哲濟

顯濟 學濟 信濟 胄元 東植 東幹 明元

東愚 熙元 東穆 台元 樂元 命鎬 章鎬

東冕 東峻 東燮 東哲 益煥 承烈 奎煥

斗煥 翊煥

僉宗中 殿

通告文

伏惟 臘 寒

僉體節萬旺하심을仰祝이오며宗生等은依劣已而就悚今般氏制度
籍令과各新聞에揭載되여손즉仰想 諒燭이온바夫我金一族은
太師公以後도亦近千年에奉先敦族之誼가比他姓優越하야自許事
雖非強制法令이나世道와時宜을推想하면亦難膠守舊章이오며
社會及官廳에獻身하난年壯靑俊은似多難便이온즉若過二月十
하야同祖後孫을莫可識辨이오니豈非大遺憾處乎아鄙等이不揆
城樂園町二二三番地하야萬端講究討論한結果金氏由來의事蹟
綜合하야金城(가네기)이라고一致可決되엇는데其義난始
王九年에金城西始林間에서誕降하신事가國史與譜牒에昭然한
太師公後裔난必以金城으로施行하시고行列字도可及的仍舊
之數키하심을千萬幸甚

昭和十五年一月 日

慶州金氏太師公

中央の好意を露外に込めさせ
甲島の甲申年改算は明末に「

八活！

[illegible]

朝鮮総督府法務局民事課長

「内地人式の氏を定めた場合に必ずしも名を変更する必要はなく、寧ろ個人の個性を現す意味合からはなるべく従来の名を使用した方が適當〔下略〕」

昭和十五年六月十二日

釜山地方法院長

管内府尹邑面長殿

氏設定督促に関する件

氏に関し過般来屢次協議会其の他文書を以て各位に対し其の重要性に鑑み一般民衆に周知徹底方強調し来りたる處各位の努力に依り其効果遂次〔逐次〕現はれ民衆の認識する所となり氏の設定届進増しある状態なるが之を総戸数に比すれば未だ一割程度に過ぎず甚しきは三分以下の所もあり。しかるに右届出期間は余日少く今に万全の計画を立て之に対処せずば愈々期限切迫し一時に数百件届出ありたりと仮定せば如何にして迅速に処理するか到底其の術なき虞あるを以て来る七月二十日迄に**全戸数の氏届出を完了**する様特段の配慮相成りたし。

追て先づ氏の設定届を提出せしめ**名の変更は後日為す**様取扱い相成りたし。

「改名」率

氏設定期間内 1,201,764人

氏設定期間後 1,109,599人

計 2,311,363人

(総人口の9.6%)

朝鮮総督府法務局の評価

「成るべく姓、本貫、住所等に因みたる氏を設くる様指導し以て**氏の有する尊厳性**を冒瀆せしめざる様細心の注意を払ったのであるが今設定されたる氏を見ると能く其の指導方針に副ひ皇国臣民として相応しき氏を設定してゐるのである。(中略)**内地人の姓氏を混乱せしめるとの非難**は杞憂に過ぎざりしことを立証したのである。」

名前差異化の理由

- 日本人と朝鮮人との区別・差別
取り締まり、法令の適用
植民者としての日本人の優越性
戦時動員における差別

日本の植民地支配の特質

- 同化・皇民化
- その一方で差異化、区別・差別
 - 戸籍の移動禁止
 - 名前による差異化
- 戦時動員にあたっては、同化と差異化
 - 朝鮮民族全体を「天皇の赤子」化
 - 日本精神・日本語
 - その一方で、差別的な戦時動員
 - 強制連行・強制労働

戦後 植民地支配の「遺産」

「創氏改名」の無効化

氏は法令でもとの姓に戻る

日本人風の名前の名残

改名は手続きが必要

● 女性の「子」 京子、順子etc.

漢字による命名

● 固有語彙による名はほぼなくなる

固有語彙による名づけの復活

1970年代後半以降

キム・ハヌル 1978年生まれ

チャン・ナラ 1981年生まれ

キム・ビョル 1986年生まれ

図版などの出所

- 23－29 李基白編著『韓国上代古文書資料集成』(ソウル、一志社、1987年)
- 31、32、35、36 49－50 Webサイト「韓国歴史情報統合システム」
- <http://www.koreanhistory.or.kr>
- 38－40 晋州姜氏HP
- 41－44 Webサイト「ハン」(光華女子大学・金明秀氏)
- <http://www.han.org/a/>
- 45－46 吉田光男「朝鮮近世社会史料としての戸籍」(『朝鮮学報』第192号、2004年7月)
- 48,63,64 이헌창『民籍統計表의 해설과 이용방법』(서울, 고려대학교 민족문화연구소, 1997년)
(李憲チャン『民籍統計表の解説と利用方法』(ソウル、高麗大学校民族文化研究所、1997年))
- 51－56 京大総合博物館所蔵 韓国戸籍成冊
- 60、62 細谷定『日鮮対照 朝鮮民籍要覧』(京城、視道館、1915年)
- 61、62 高妻新著『体系・戸籍用語事典』(日本加除出版、1980年)
- 65,66 個人蔵(故・金英達氏)
- 82,83 『朝鮮総督府官報』
- 88－92、99－101、103、110 『京城日報』
- 95,96、108,109 (韓国)民族問題研究所『植民地朝鮮と戦争美術』(2004年)
- 97 (韓国)国家記録院所蔵文書

「朝鮮・韓国学入門」

朝鮮人の名前とその歴史

終